

障害物の除去

災害が発生し、徳島県より災害救助法の適用を徳島市が受けた場合に実施するものです。

災害救助法に基づき、災害によって、土砂、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去します。

支援の種類	現物支給
活用できる方	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運び込まれた土砂、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない方。 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態であって、自らの資力では当該障害物を除去できない方が対象です。なお、原則として敷地内については、住家への出入口等で日常生活に支障をきたすもの、放置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のあるものを除去する場合も対象となります。
費用の限度額	1世帯当たり138,700円以内（令和5年4月基準）
救助期間	災害発生の日から10日以内
対象経費	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

1 申請に必要な書類等

- ・ 災証明書（写し）
- ・ 障害物の除去申請書
- ・ 住居内の除去前の写真
- ・ その他必要となる資料

2 問い合わせ先

- ・ 耕地課 電話 088-621-5258
- ・ 河川水路課 電話 088-621-5309
- ・ 道路建設課 電話 088-621-5334